

\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第46号） \*

## インデックス

【1】秋まき麦を生産する農家の皆様へ

【2】認定農業者の営農類型別等の認定状況を公表しました！

【3】地域の話題等

長南町東部営農組合の取組

（千葉県長南町、関東農政局発）

滋賀県における品目横断的経営安定対策の推進及び加入促進に対する取組

（滋賀県、近畿農政局発）

【1】秋まき麦を生産する農家の皆様へ

秋まき麦を生産する農家の方で、品目横断的経営安定対策の収入減少影響緩和対策及び生産条件不利補正対策（毎年の生産量・品質に基づく交付金）の交付金の交付を受けようとする方は、11月30日までに、次の2つのことを行っていただく必要があります。

1点目として、収入減少影響緩和対策に加入する方は、11月30日までに必ず申請手続きを行ってください。品目横断的経営安定対策の加入申請と併せて、収入減少影響緩和交付金に係る積立金の積立申出の手続きとして、19年産の秋まき麦の作付面積の申告を行うだけで結構です。11月30日までに手続きをしないと、他の品目（米や大豆など）の収入減少影響緩和対策への加入もできなくなります。

また、2点目として、対象農業者としての要件（認定農業者の認定、集落営農の組織化など）は、11月30日までに必ず満たしてください。11月30日までに要件を満たさないと、秋まき麦の毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付も受けられなくなります。

秋まき麦を生産する農家の加入申請期限（11月30日）まで残すところ1か月余りとなりました。あっという間に秋の風が吹き、季節は変わっていきます。皆様におかれては、確実に11月30日までに所要の手続を終え、交付金を受け取れる体制を整えましょう。

以上のことについては、農林水産省担い手ホームページへも掲載していますので、是非、ご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8.html>

## 【2】認定農業者の営農類型別等の認定状況を公表しました！

本日10月19日、「農業経営改善計画の営農類型別認定状況(平成18年3月末現在)」を公表しました。

この調査は、認定農業者の営農類型（稲作や果樹、酪農などの分類）をはじめ、年齢構成、女性の認定農業者数などを把握するために毎年一回実施しているものです。

調査結果をみると、ブロック別にみた認定農業者の営農類型では、東北と北陸で「稲作主体の経営」が5割以上を占めているという特徴があります。

また、認定農業者の年齢構成をみると、全体では40～50歳代が約7割となっており、北海道や九州、沖縄では40歳代の割合が比較的高い状況となっています。

さらに、女性の認定農業者数は約4,000となっており、昨年度に比べて約1割程度増加しています。

調査結果の詳しい内容は、以下のURLをご参照下さい！

<http://www.maff.go.jp/soshiki/koukai/noukei/nintei.htm>

## 【3】地域の話題等

長南町東部営農組合の取組

(千葉県長南町、関東農政局発)

「長南町東部営農組合」が所在する長南町は、房総半島を東西に分ける丘陵地帯にあって、平地が少なく山がちな地形で、地質が粘土質であることから、根菜類等の野菜栽培には適さず、主作物は水稻で、転作作物として小麦及び大豆が作付けされています。

同組合は、このような環境の中、利用権が設定された農地 31haのほか、地域内の 203戸の農家から水田面積 172haの作業委託を受けて、米、小麦及び大豆を 2年3作のブロックローテーションにより作付けている特定農業法人です。

同組合は、14名のオペレーターで運営されていますが、最も若い方でも50歳であることから、今後は若いオペレーターを育成していくことが課題となっています。このため、地域内の農業経験者にこだわらず、広く他産業からも同組合の担い手となる後継者を発掘することを検討しています。

また、同組合は、平成8年に任意組織から農事組合法人へと組織変更してから今年で10年になりますが、より一層の経営管理能力の向上、効率的・安定的な組織運営等が求められていることから、今回の品目横断的経営安定対策に加入して、経営の安定を図ることとしています。

周辺の農家には、稲作部分は自ら行っている農家もいますが、自己所有の農機具の更新時期になれば、同組合に農作業の委託等をしたいとの意向を持っている農家がほとんどであることから、地域における同組合の役割は、今後、ますます重要になってくると予想されます。

・問い合わせ先：千葉農政事務所農政推進課（TEL：043-224-5617,5618）

#### 滋賀県における品目横断的経営安定対策の推進及び加入促進に対する取組

（滋賀県、近畿農政局発）

滋賀農政事務所では、品目横断的経営安定対策の推進に向け、秋まき麦を作付ける農家の加入申請が開始されるまでの7月～8月の間、実施要綱及び実施要領等の説明会を県単位で実施し、さらにJAをはじめとする関係機関のご協力のもと、各地域での農業者・集落営農組織等の代表者の方々に対し、対策の内容周知と加入申請手続の説明会及び相談会を実施してきました。

9月1日に加入申請がスタートしてからは、水稻収穫作業の最盛期ではありますが、農政事務所農政推進課（大津市）・地域第一課（東近江市）・地域第二課（米原市）に加入を希望される方々が訪れています。

今後、農政事務所独自の取組として、一人でも多くの方がこの対策に加入し、効率的な経営体となれるように取り組んで頂きたいという考えから、JAをはじめとする関係機関にご協力を頂き、10月の第3週・11月の第3週に農政事務所の職員が県内各地域のJAなどに出向いて出張受付(32カ所)を実施することとしていますので、是非ご活用下さい。

出張受付の日程などについては、以下の滋賀農政事務所のホームページに掲載しております。

また、加入申請用紙については、農政事務所をはじめ、お近くのＪＡ・市町村関係機関等でも入手できます。

- ・出張受付のご案内

<http://www.shiga.info.maff.go.jp/ninaite/syuttyou.htm>

- ・問い合わせ先：滋賀農政事務所農政推進課（TEL：077-522-4273）  
地域第一課（TEL：0748-23-3841）  
地域第二課（TEL：0749-52-5890）

#### < 編集後記 >

秋もだんだん深まり、各地で新米が収穫され、市場に出回る時期になりました。新米と呼べるのは、収穫した年の年末までに包装されたお米だけだそうです。もっとも、最近は貯蔵技術も向上して、新米の美味しさを長期間維持できるようになっているため、極端に味が落ちることはないと思いますが。

いずれにしても、食欲の秋、サンマやキノコなど旬の味覚に誘われて、ご飯がどんどん進みそうです。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei\_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>